

基本計画に基づく取組と進捗状況

令和 7 年 3 月

国土交通省住宅局

建 築 指 導 課
参事官（建築企画担当） 付

1. 対象手続のオンライン化の状況（概要）	・・・ P2
2. 各手続における取組とその進捗状況	
（1）建築確認、中間検査、完了検査、建築の際の届出、 設計等の業務の報告書	・・・ P5
（2）建築設備及び昇降機等の定期検査報告制度	・・・ P11
（参考）構造方法等の認定 ※取組期限時点で目標達成済み	・・・ P19

1. 対象手続のオンライン化の状況 (概要)

対象手続きにおけるオンライン化の状況

- 建築確認に関係する7つの手続きについて、オンライン利用率引上げに係る基本計画を策定。
- 主要な手続きである「**建築確認**」「**建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告**」「**構造方法等の認定**」について、オンライン利用率目標を設定。

■ 対象手続き一覧

現状・取組状況

手続き名	手続き類型	オンライン利用率 (令和元年度)	現時点の最新値	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
建築確認	1 申請等	12%	55.5% (R6.7時点)	50%	令和7年度末
建築設備及び昇降機等の 定期検査の結果の報告	1 申請等	0%	0.9% (R6.3時点)	40%	令和7年度末
構造方法等の認定	1 申請等	38%	97.5% (R7.2時点)	80%	令和4年度末

2. 各手続における取組とその進捗状況

- (1) 建築確認、中間検査、完了検査、建築の際の届出、設計等の業務の報告書

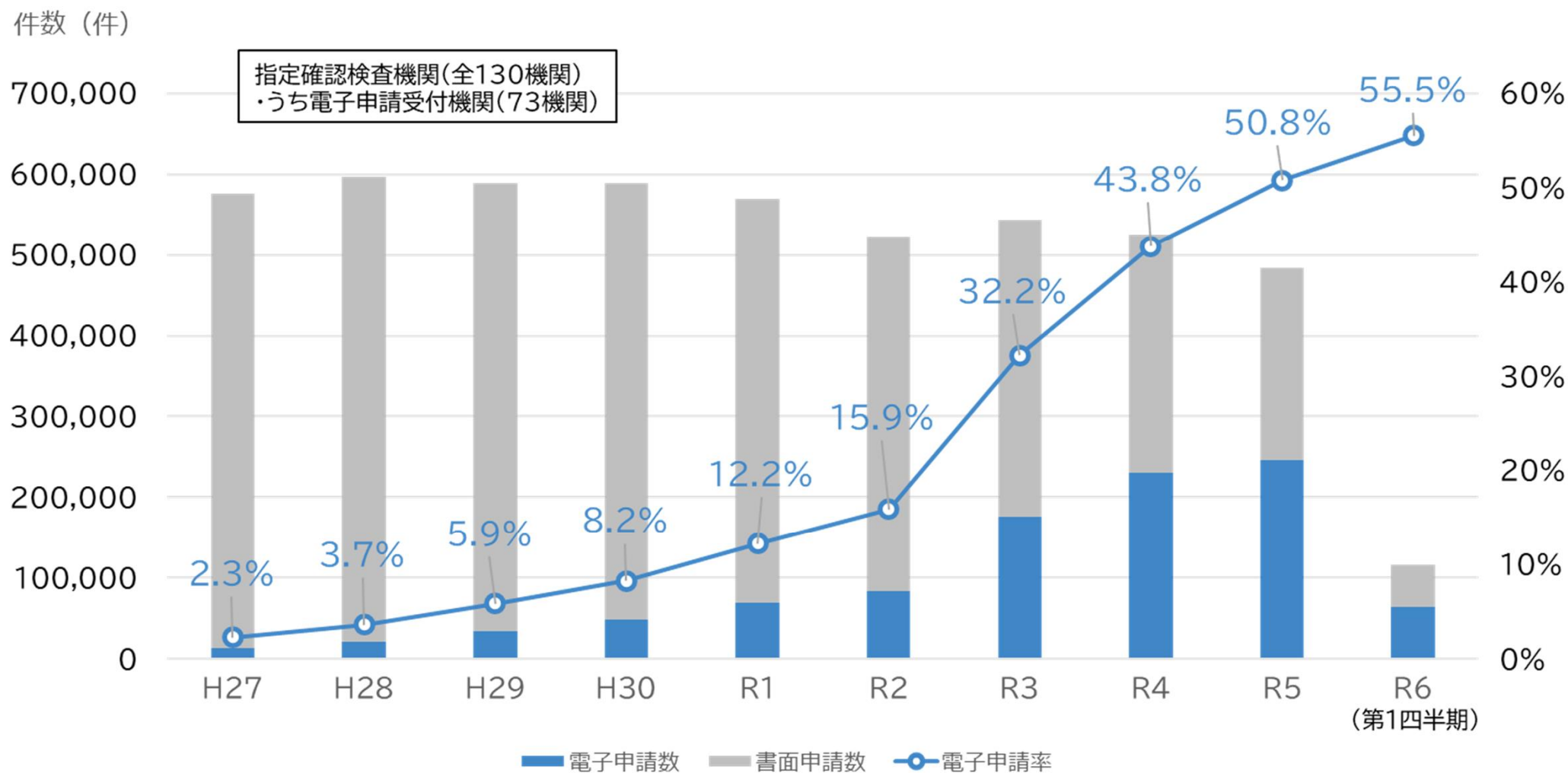
目標の達成状況

オンライン利用率目標

現状・取組状況

【目標】令和7年度末までにオンライン利用率50%（建築確認の申請）

建築確認申請の電子化率の推移



課題、アクションプランへの対応状況①

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ① (1 / 2)

課題	オンライン申請を受け付けることができる審査機関が限られており、オンライン申請の受付体制が整っていない。
中間KPI	【目標・達成期限】 令和5年度末までに、 オンライン申請を受け付ける指定確認検査機関を5割 とする。 ※令和2年11月末時点で、オンライン申請に対応できる機関：29機関（22%）
	【KPIの定義】 オンライン申請を受け付けることができる指定確認検査機関の割合
	【対応状況】 ○ <u>令和6年4月現在、全130機関中73機関（56.2%）でオンライン申請を受付で、中間KPIの目標を達成。</u>
アクションプランa	【取組内容】 省令改正により 様式から押印を廃止 する。
	【取組期限（期間）】 令和2年中
	【対応状況】 ○ 令和3年1月に建築基準法施行規則等を改正し、国民や事業者等に対して押印を求める手続について、押印を不要とした。 ○ <u>令和6年12月に建築基準法施行規則等を改正し、確認済証等について、別記様式の押印欄を削除した。</u>

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
 ※赤字下線は最新の取組・状況

課題、アクションプランへの対応状況①

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ① (2 / 2)

アクションプランb	【取組内容】独自にオンライン申請システムを開発することが難しい 指定確認検査機関等に対するオンライン申請システムの活用への支援
	【取組期限（期間）】令和元年度～令和3年度
	【対応状況】 ○ 令和元年度から令和3年度まで、電子的に建築関係手続きを行うことが可能なシステム等の試用及び試用を踏まえたシステムの開発を行うことで、建築関係手続きのオンライン化を促進することを目的とする「建築情報システム高度化促進事業」を実施。本事業を通じて、令和3年10月時点で、15機関が電子申請の試行を実施。 ○ <u>建築確認のオンライン化を促進するため、全ての特定行政庁及び全ての指定確認検査機関で利用可能な電子申請受付システムの整備を行い、令和7年4月に供用開始予定。</u>
アクションプランc	【取組内容】新たにオンライン申請を受け付ける審査機関を対象に審査技術を向上できるよう、 審査機関を対象とした、オンライン申請対応に関する講習会の開催 。さらに、 オンライン申請が可能である審査機関名を国土交通省ホームページで定期的に公表 するとともに、申請者側に対してもオンライン申請の利用にあたってのポイントをまとめたリーフレット等を作成・周知するなど、利用促進策を実施。
	【取組期限（期間）】令和3年度～
	【対応状況】 ○ (令和3年12月) 申請者・審査者向けリーフレットを作成・配布 ○ (令和3年12月～) 国土交通省ホームページでオンライン申請が可能な審査機関名を公表 ○ (令和4年3月) 審査機関を対象とした講習会のYouTube配信 ○ (令和4年8月～12月) 審査機関を対象とした説明会の実施（全国で13回）

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの

※赤字下線は最新の取組・状況

課題、アクションプランへの対応状況②

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ② (1 / 3)

課題	紙による申請や、保存期間中に電子的に申請図書の完全性を確保する煩雑さなどから、建築確認の申請書類について紙での保存を選択する審査機関が多い。
中間KPI	【目標】 令和5年度末までに、電子的にデータを保存する指定確認検査機関を 5割 とする。
	【KPIの定義】 電子的にデータを保存する指定確認検査機関の割合
	【対応状況】 ○ 令和5年8月現在、全130機関中44機関（33.8%）で電子的にデータを保存 ○ <u>令和6年8月現在、全130機関中56機関（43.1%）で電子的にデータを保存</u>
アクションプランa	【取組内容】 建築確認の申請書類データの長期保存時に求められるタイムスタンプの運用見直し（技術的助言の発出）
	【取組期限（期間）】 令和2年中
	【対応状況】 ○ 令和3年2月1日、建築確認の申請書類データの長期保存時に求めていたタイムスタンプを不要とする運用の見直しを行う技術的助言を発出

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
 ※赤字下線は最新の取組・状況

課題、アクションプランへの対応状況②

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ③ (2 / 3)

課題	窓口で手続きを行う場合と比べて、オンラインで手続きを行うことの利便性が低い場合がある。 申請者を対象としたアンケートでは、書面での申請を行う理由として、 ・「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」を選択した方が約 3 割 ・「受付（窓口）担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択した方が約 2 割 また、電子申請システムの改善要望として、 ・「オンラインでの相談窓口機能の充実」を選択した方が約 4 割 となっている。
中間KPI	【目標】 令和 5 年度末までに、申請者を対象としたアンケート調査で「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」「受付（窓口）担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択する割合の合計を 3 割 とする。
	【KPIの定義】 申請者を対象としたアンケートで「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」を選択した割合と「受付（窓口）担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」を選択した割合の合計
	【対応状況】 ○ 申請者を対象にWebアンケートを実施 〔調査対象：建築確認申請者（回答数：504）、調査期間：令和 6 年 3 月 1 日～ 3 月 15 日〕 ＜書面での申請を行う理由＞（特に当てはまるものを 3 つ選択） ➢ 「直接申請しに行くほうが、処理が速いケースがあるから。」：24%（前回：28%） ➢ 「受付（窓口）担当者への相談や、手続の説明を受けたいから。」：20%（前回：25%） 合計 44%（前回：53%） ※令和 6 年度については指定機関における改正法施行対応を鑑み、調査は実施していない。

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
 ※赤字下線は最新の取組・状況

課題、アクションプランへの対応状況②

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ③ (3 / 3)

アクションプランa	【取組内容】審査機関を対象とし、チャットによる相談対応や電子申請の処理を迅速に行っている事例を紹介する講習会の開催。
	【取組期限（期間）】令和3年度～
アクションプランb	【取組内容】審査機関を対象とし、申請者から要望の多い機能を既に実装している 事例を紹介する講習会 の開催
	【取組期限（期間）】令和3年度～
【対応状況】 ○（令和4年8月～12月） 審査機関を対象とした説明会の実施（全国で13回）【再掲】 ○（令和4年3月） 審査機関を対象とした講習会のYouTube配信【再掲】	

2. 各手続における取組とその進捗状況

(2) 建築設備及び昇降機等の定期検査報告制度

目標の達成状況

オンライン利用率目標

現状・取組状況

【目標】令和7年度末までにオンライン利用率40%（建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告）

- 定期検査の結果の報告については、令和3年1月1日から押印を不要とし、紙による提出だけでなく、オンラインによる提出も可能とした。
- 令和5年度の建築設備及び昇降機等の定期報告1,007,535件のうち、オンライン報告の件数は9,405で、オンライン利用率は0.9%。

報告種別	報告方法	全体件数	オンライン報告	
			件数（内訳）	利用率
建築設備		166,560	3,923 (メール : 1,367) (システム : 2,556)	2.4%
昇降機		840,975	5,482 (メール : 704) (システム : 4,778)	0.7%
合計		1,007,535	9,405 (メール : 2,071) (システム : 7,334)	0.9%

※ オンライン化状況等に関する調査（令和6年9月実施）より

- 令和7年9月頃に、令和6年度分のオンライン利用率の調査を実施予定。

課題、アクションプランへの対応状況①

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ① (1 / 4)

課題	特定行政庁において、オンラインによる定期報告を受け付ける体制となっていない（オンラインでの報告の実績、ノウハウがほとんどないため、特定行政庁において、オンライン化による定期報告のための体制の整備、業務フローの整理・共有がなされていない。また、特定行政庁が追加様式の提出を求めていることがある。）
中間KPI	【目標・達成期限】 令和5年度中に、特定行政庁（建築基準法第97条の2設置市を除く。以下同じ。）のうち、オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合を20%とする。
	【KPIの定義】 オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合 ＝（オンラインによる定期報告を認める特定行政庁数） / （特定行政庁数）
	【対応状況】 ○ <u>令和6年4月時点で、建築設備又は昇降機の定期報告において、オンラインによる報告が可能な特定行政庁の割合は17%（53行政庁）。</u>

報告対象	オンライン手法	導入済み特定行政庁数	
		令和6年4月時点	（参考）令和5年12月時点
建築設備	メール	32（13%）	30（13%）
	システム	15（6%）	13（6%）
	オンライン報告可能	47（20%）	43（18%）
昇降機	メール	21（7%）	19（6%）
	システム	5（2%）	5（2%）
	オンライン報告可能	26（9%）	23（8%）
建築設備又は昇降機	オンライン報告可能	53（17%）	48（16%）

※ オンライン化状況等に関する調査（令和6年9月実施）より

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
 ※赤字下線は最新の取組・状況

課題、アクションプランへの対応状況①

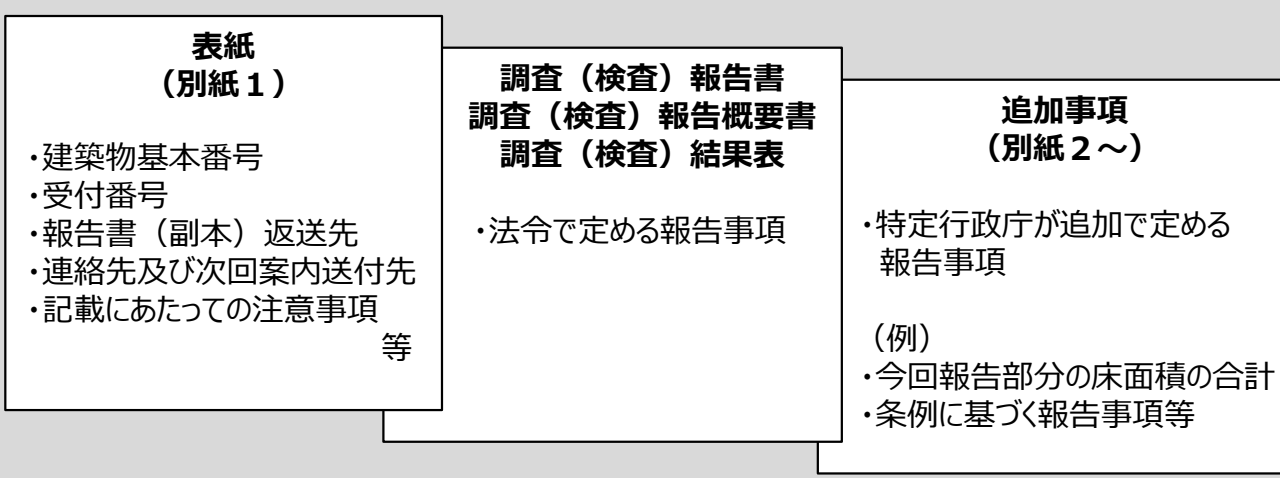
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ① (2 / 4)

アクションプランa	【取組内容】省令改正により様式から押印を廃止する。
	【取組期限（期間）】令和2年中
	【対応状況】 ○ 令和3年1月に、国民や事業者等に対して押印を求める手続について、建築基準法施行規則等を改正し押印を不要とした。
アクションプランb	【取組内容】 早期に対応可能なオンライン化（電子書面送付システムやメール）による試行を行い、その結果を踏まえ、以下の内容を特定行政庁に通知し、オンラインによる定期報告を受け付ける体制整備を促す。 - オンラインによる定期報告を可能とし、促進すること - 電子書面送付システムやメール等による報告方法及び留意点（電子書面の保存方法や閲覧方法）等
	【取組期限（期間）】令和2年度に試行、令和2年度中に通知
	【対応状況】 ○ 令和3年3月に、「簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項」をとりまとめ、各都道府県建築主務部長に対して、技術的助言として通知。 ○ 令和3年4月以降の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び解除の際に、都道府県建築主務部宛て事務連絡により、同感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施と共に上記留意事項の活用を依頼。 ○ 令和3年8月以降の春・秋季建築物防災週間において、各都道府県に対して、定期報告制度の適切な運用及びオンライン化の積極的な検討を依頼するとともに上記留意事項を周知。

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
※赤字下線は最新の取組・状況

課題、アクションプランへの対応状況①

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ① (3 / 4)

アクションプランC	【取組内容】特定行政庁及び関係団体等へのヒアリングを通じて、特定行政庁が求めている追加様式がオンライン化の支障となっているか否かを把握し、支障となっている場合は特定行政庁との調整のもと共通のひな型を検討し、共有する。
	【取組期限（期間）】令和3年度に追加様式がオンライン化の支障となっているかをヒアリングで把握、支障となっている場合には、令和3年度中に共通のひな型を作成
	【対応状況】 ○ 令和4年3月に、事務連絡「定期報告制度における報告書等の様式を特定行政庁が定める際の標準的な方法について」を発出し、法令で定める内容に報告事項等を追加する場合は、別紙に追加事項を記載する方法を標準として示した（下図参照） 特定行政庁が定期報告における様式を定める場合の標準的な方法のイメージ  表紙 (別紙1) ・建築物基本番号 ・受付番号 ・報告書（副本）返送先 ・連絡先及び次回案内送付先 ・記載にあたっての注意事項 等 調査（検査）報告書 調査（検査）報告概要書 調査（検査）結果表 ・法令で定める報告事項 追加事項 (別紙2～) ・特定行政庁が追加で定める報告事項 (例) ・今回報告部分の床面積の合計 ・条例に基づく報告事項等

課題、アクションプランへの対応状況①

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ① (4 / 4)

アクションプランd	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、特定行政庁及び関係団体等にヒアリングを行い、課題等を把握する。
	【取組期限（期間）】令和3年度
	【対応状況】 ○ 令和4年3月に、オンライン報告を導入した地域法人等へヒアリングを行い、オンライン報告が増えてきている状況や導入時及び運用における課題を確認した。
アクションプランe	【取組内容】令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ（ウェブ）でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う。
	【取組期限（期間）】令和4年度～令和6年度
	【対応状況】 ○ 特定行政庁及び関係団体等を構成員とする定期報告制度のあり方検討会での検討等を踏まえ、令和5年9月に、特定行政庁等において報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、国土交通省HPで公開した。 ○ <u>独自システムによるオンライン報告の対応が難しい特定行政庁における定期報告のオンライン化を促進するため、令和7年4月に供用開始予定の建築確認に係る電子申請受付システムにおいて、定期報告にも対応できるよう機能の追加を検討。</u>

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
 ※赤字下線は最新の取組・状況

課題、アクションプランへの対応状況②

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ② (1 / 2)

課題	オンラインでの報告の実績、ノウハウがほとんどないため、所有者・検査者において、オンライン化による報告のための体制の整備、業務フローの整理・共有がなされていない。特に中小企業や個人の検査者や所有者については、紙での報告になじみがあり、新たにオンライン化する動機づけが低い場合がある。
中間KPI	【目標】 令和5年度中にオンライン利用率20%とする。
	【KPIの定義】 オンライン利用率 = (システム申請件数 + メール申請件数) / (全申請件数)
	【対応状況】 アクションプラン①「中間KPI」に対する対応状況欄の表のとおり (P15参照)
アクションプランa	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化（電子書面送付システムやメール）による試行を行い、その結果を踏まえ、報告方法及び留意点（電子書面の保存方法や閲覧方法）等について関係団体に通知し、普及啓発を図る。
	【取組期限（期間）】令和2年度中に関係団体に通知
	【対応状況】 ○ 令和3年3月に、「簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項」をとりまとめ、関係団体へ通知。 ○ 令和3年4月以降の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び解除の際に、都道府県建築主務部宛て事務連絡により、同感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施と共に上記留意事項の活用及び関係団体への周知を依頼【再掲】 ○ 令和3年9月に、定期調査・検査報告関係団体連絡会議において、関係団体に対し上記留意事項についての説明を実施。

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
 ※赤字下線は最新の取組・状況

課題、アクションプランへの対応状況②

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ② (2 / 2)

アクションプランb	【取組内容】オンラインによる定期報告が可能である特定行政庁名を国交省HPで定期的に公表し、関係団体に周知することにより、所有者・検査者にオンラインによる定期報告の実施を促す。
	【取組期限（期間）】令和3年度～
	【対応状況】 ○ 令和4年12月時点でオンラインによる定期報告が可能であった特定行政庁名を、令和5年3月に国交省HPで公表済。以降、1年毎に情報更新を実施予定（ <u>最新の更新：令和7年1月（令和6年4月時点）</u> ）。
アクションプランc	【取組内容】早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、所有者・検査者にヒアリングを行い、課題等を把握する。
	【取組期限（期間）】令和3年度
	【対応状況】 ○ 令和4年2、3月に、検査者団体へヒアリングを行い、システムの機能に対する要望や報告方法の統一化等について意見をいただいた。 ○ 令和4年9月に、検査者等を構成員とする定期報告制度のあり方検討会を設置し、オンライン化に向けた課題等について意見を伺った。 ○ 定期報告システムの共通仕様書を作成するため、令和5年6月に特定行政庁や関係団体等へヒアリングを行い、追加すべき機能や使い勝手について確認した。
アクションプランd	【取組内容】令和3年度から順次開始する早期対応可能なオンライン化の活用状況や課題等を踏まえ、ホームページ（ウェブ）でのフォーム入力を含め、他のデジタル化手法の検討及び必要に応じシステム構築を行う（再掲）。
	【取組期限（期間）】令和4年度～令和6年度
	【対応状況】アクションプラン①「アクションプランe」に対する対応状況欄のとおり（P18参照）

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
 ※赤字下線は最新の取組・状況

(参考)構造方法等の認定

目標の達成状況

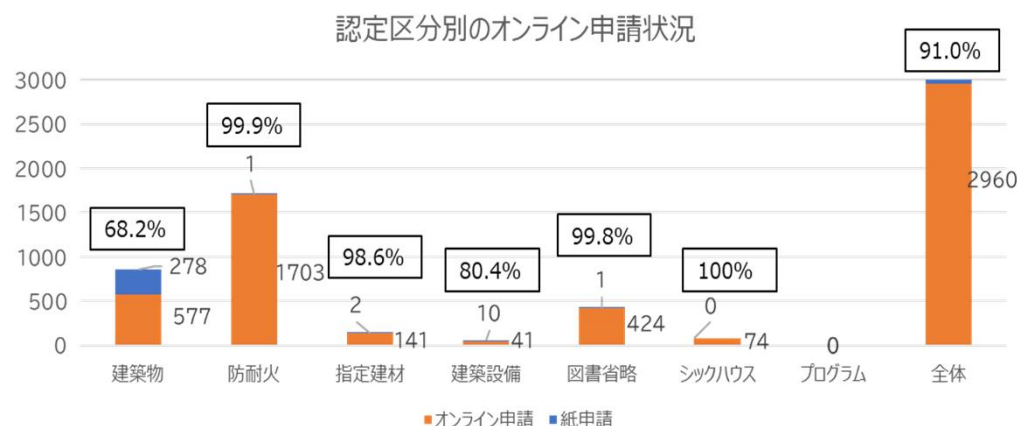
現状・取組状況

オンライン利用率目標

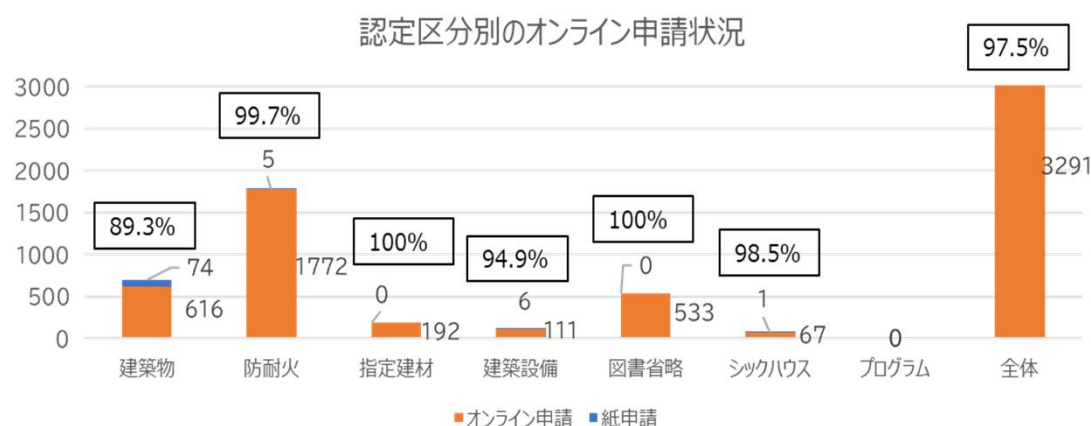
【目標】令和4年度末までにオンライン利用率80%（構造方法等の認定）

- 令和4年度の大臣認定申請件数（3,015件）のうち、オンライン申請された件数は2,479件であり、オンライン利用率82.2%であり、オンライン利用率目標を達成。
- 令和5年度の大臣認定申請件数（3,252件）のうち、オンライン申請された件数は2,960件であり、オンライン利用率91.0%であった。令和3年度比で14%増加している。

【令和5年度実績】



【令和6年(4月～R7.2月)実績】



※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
 ※赤字下線は最新の取組・状況

課題、アクションプランへの対応状況①

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

課題	オンライン申請の利便性向上が必要である。
中間KPI	【目標・達成期限】 令和3年度末までに、窓口来訪者率を25%に低減する。
	【KPIの定義】 窓口来訪者率 = (窓口に来訪して申請した件数) / (全申請件数)
	【対応状況】 ○ 令和3年の大臣認定申請件数(3,237件)のうち、窓口来訪者率は約2%で、中間KPIを達成。
アクションプランa	【取組内容】省令改正により様式から押印を廃止する。
	【取組期限(期間)】令和2年中
	【対応状況】 ○ 令和3年1月に、国民や事業者等に対して押印を求める手続について、建築基準法施行規則等を改正し押印を不要とした。
アクションプランb	【取組内容】オンライン申請システムに係る申請者への説明会を実施する。
	【取組期限(期間)】令和2年度中
	【対応状況】 ○ 指定性能評価機関に対し、オンライン申請システムに係る説明会を実施済み。 令和2年1月実施：防耐火(構造・設備・材料など)、ホルム、遮音、壁倍率、指定建築材料、図書省略 令和3年1月実施：建築物・工作物(時刻歴応答解析、耐火・避難) 令和3年3月実施：建築設備(エレベーター・エスカレーター、浄化槽など) 令和5年8月実施：建築物、建築設備など

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
 ※赤字下線は最新の取組・状況

課題、アクションプランへの対応状況①

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ②

課題	オンライン申請の利便性向上が必要である。
中間KPI	【目標】 令和4年度末までに、手数料のキャッシュレス納付率を25%とする。
	【KPIの定義】 手数料のキャッシュレス納付率 = (キャッシュレスで手数料を納付した申請件数) / (全申請件数)
	【対応状況】 ○ 令和4年度の大蔵認定申請件数(3,015件)のうち、手数料をキャッシュレスで納付頂いた件数は1,710件であり、キャッシュレス納付率 56.7%で中間KPIを達成。 ○ <u>令和5年度の大蔵認定申請件数(3,242件)のうち、手数料をキャッシュレスで納付いただいた件数は1,991件であり、キャッシュレス納付率61.4%。</u>
アクションプランa	【取組内容】 手数料のキャッシュレス納付に係る申請者への説明会を実施する。
	【取組期限(期間)】令和3年度～
	【対応状況】 ○ 令和3年5月より防耐火構造・設備等区分及び図書省略(鉄骨工場)について、手数料のキャッシュレス納付を一部の指定性能評価機関において試行開始。 ○ 令和3年下期に他の指定性能評価機関並びに認定区分についても手数料のキャッシュレス納付を推進するため、関係機関向けに説明会を実施。

※グレー網掛けは取組期限が終了し、かつ、対応が完了しているもの
 ※赤字下線は最新の取組・状況